

身近な生きものの里について

審議会資料③

- 身近な生きものをシンボルとした生物多様性保全活動や地域づくり活動が行われている地域を「身近な生きものの里」として認定・支援する岡山市の制度
- 現在認定を受けている里 21地域

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例抜粋

(身近な生きものの里の認定)

第7条 市長は、身近な野生生物をシンボルとして、地域住民、土地所有者等の主体的な活動により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりを図ることができるものと認められる地域を、当該地域の住民団体からの申請に基づき、身近な生きものの里として認定することができる。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により身近な生きものの里を認定しようとするときは、あらかじめ、岡山市環境保全条例(平成12年市条例第46号)第52条の2第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 (略)

身近な生きものの里（認定要件①）

住民団体の要件

- 認定の申請に係る区域の住民で組織された団体又は申請区域に保全活動の拠点を置く団体
- 申請に当たって、町内会の推薦を受けた住民団体

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則抜粋
(住民団体の要件)

第3条 条例第7条第1項の規定による身近な生きものの里の認定を申請することができる住民団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による認定の申請に係る区域(以下「申請区域」という。)の住民をもって組織された団体又は当該申請区域に生物多様性の保全活動(以下「保全活動」という。)の拠点を置く団体であること。
- (2) 申請区域で保全活動を行うことについて、当該申請区域に係る町内会の推薦を得た団体であること。

身近な生きものの里（認定要件②）

シンボルとする野生生物の要件

- ア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと。
- ア 申請区域内に生息又は生育している在来種。ただし、かつて生息又は生育していた種であって、現在はその生息又は生育が認められない、又は認めることが困難なものの復元を目的とする場合にあっては、復元することが学術的に問題ないと判断されるものに限る。
- イ 申請区域において、保全活動への地域住民、土地所有者等の参画を促すことができるものと認められる種
- ウ 絶滅のおそれのある野生生物
- エ その生息又は生育が良好な自然環境の指標となり得る野生生物

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則（抜粋）

（認定基準）

第4条 条例第7条第2項の規定による身近な生きものの里の認定に当たり基準とすべき事項は、次のとおりとする。

- (1) シンボルとする身近な野生生物が次に掲げる要件のうちア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと。
 - ア 申請区域内に生息又は生育している在来種。ただし、かつて生息又は生育していた種であって、現在はその生息又は生育が認められない、又は認めることが困難なものの復元を目的とする場合にあっては、復元することが学術的に問題ないと判断されるものに限る。
 - イ 申請区域において、保全活動への地域住民、土地所有者等の参画を促すことができるものと認められる種
 - ウ 絶滅のおそれのある野生生物
 - エ その生息又は生育が良好な自然環境の指標となり得る野生生物
- (2) (略)

身近な生きものの里（認定要件③）

区域の要件

- 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること。
 - イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること。

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則（抜粋）

（認定基準）

第4条 条例第7条第2項の規定による身近な生きものの里の認定に当たり基準とすべき事項は、次のとおりとする。

（1）（略）

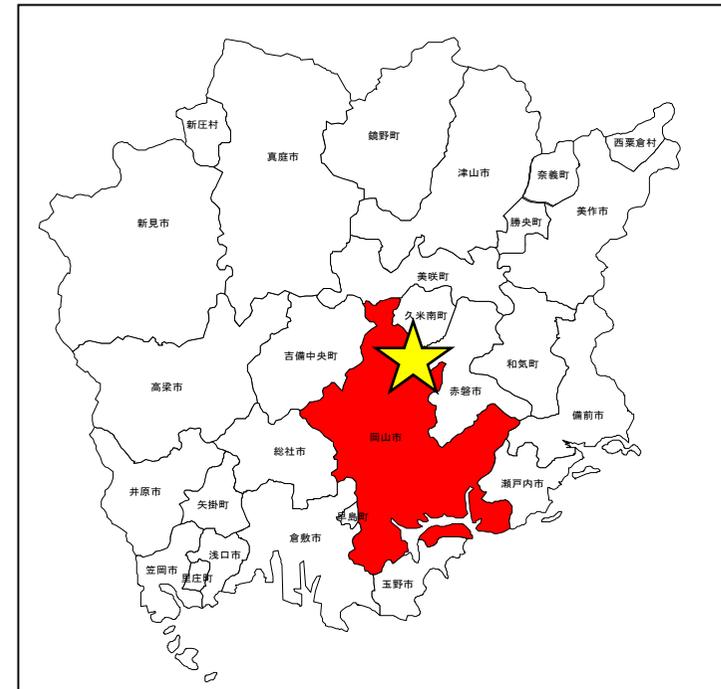
（2）申請区域が次に掲げる要件を満たすこと。

ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること。

イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること。

1 申請内容（建部大田）

申請団体	上谷草友会（カミタニソウユカイ）
申請区域	北区建部町大田（建部小学校区）
シンボル	セツブンソウ



2 シンボル（セツブンソウ）の概要

【分布状況】

- 県内では、主として新見市や吉備中央町など県北部中部に分布
- 県外では、本州（関東地方以西）の石灰岩地に分布

【主な特徴】

- キンポウゲ科セツブンソウ属の多年草で、夏緑広葉樹林内や山すそなどの半影地に群生
- 花期は、2～3月
- 花は、2 cm程度の白～微紅色

【指定状況】

- **準絶滅危惧**（環境省及び岡山県レッドデータブック）

3 セツブンソウの生息地の現状

希少種情報のため非公表

4 現地で自生する他の植物

キバナノアマナ（花期：3月下旬）



イチリンソウ（花期：4月中旬）



ニリンソウ（花期：4月下旬）



ホタルブクロ（花期：6月上旬）



5 申請団体発足の契機と活動内容

- 地元住民が個人で現地の管理を行っていたが、管理が行き届いていなかったため、岡山山草会が草刈りなどを手伝うようになった。
- その後、地元の有志が集まり、岡山山草会と連携して保全活動を行っている。

時期	活動内容
2月	セツブンソウ観察会（岡山山草会）
6月	草刈り
10～11月	

6 今後の展望

- 現地の保全活動により、セツブンソウ以外の植物（イチリンソウなど）やグンバイトンボ（準絶滅危惧）などの保全にも繋がっていく
- 今後の生態系保全を支える地元若年層に魅力を伝えるべく、観察会等などの企画を検討

現地のセツブンソウの群生の状況
(岡山山草会撮影)



7 認定基準の適合状況

(1) シンボル：ア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと	
ア 申請区域内に生息又は生育している在来種（以下、略）	○
イ 申請区域において、保全活動への地域住民、土地所有者等の参画を促すことができると認められる種	○
ウ 絶滅のおそれのある野生生物	○
エ その生息又は生育が良好な自然環境の指標となり得る野生生物	○
(2) 申請区域	
ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること	○
イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること	○